

第19次東京都消費生活対策審議会

第6回部会

議 事 録

平成18年9月4日（月）

第一本庁舎42階 特別会議室B

午後 3 時00分開会

○齋藤部会長 それでは、定刻になりましたので、消費生活対策審議会の第6回部会を開会いたします。まず初めに、事務局から定足数のご報告と配付資料の確認をお願いしたいと思います。

○調査担当副参事 本日は9名の委員の先生方にご出席いただいております、委任状を1通お預かりしてございます。消費生活対策審議会運営要綱第8によります委員の半数以上の出席という定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。本日、配付資料は2種類ございまして、資料1といたしまして、A3判になりますが、「中間報告都民意見一覧」という資料がございまして、もう1点が資料2といたしまして、こちらはA4判縦でございまして、「インターネット都政モニター意見の募集結果」。配付資料は以上でございまして、それ以外に参考資料といたしまして、前回の総会でご報告いただきました「中間報告」も机の上に配付してございますので、ご確認ください。足りないところがございましたらお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。以上でございまして。

○齋藤部会長 ありがとうございます。そうしましたら、この夏の間には都民に対する意見の募集をいたしまして、その結果がまとまってきております。お手元の今ご説明いただきました資料1をご覧になっていただきたいと思っております。本日は、この資料1に基づいてご審議をいただきたいと思っておりますが、ご覧になっていただいておりますように、50を超えるご意見をちょうだいしておりますので、幾つかに分けて委員の皆様のご審議をお願いしたいと思います。

では、まず資料1の全体的なところ、それから序章の1と2につきまして事務局よりご説明いただいた上で、ご審議をいただきたいと思っております。それでは、まずご説明、よろしくお願いたします。

○調査担当副参事 それでは、資料1をご覧ください。まず、1ページ目に集計結果のほうを記載してございます。今回の都民意見の募集につきましては、7月28日から8月18日まで募集いたしました。その結果、そちらの表にありますとおり、個人の方から4件、団体から8件、計12件のご意見をいただきました。それぞれ1人の方、1団体について複数の項目についてご意見をいただいておりますので、ご意見の項目数としましては、一番右の下にありますとおり、54件のご意見をいただいております。2ページ以降、その54個の意見につきまして整理をしたものでございまして、一つずつ順番にご説明させていただきます。

では、1枚おめくりいただいて、2枚目をご覧ください。こちらは、ご覧いただきましておわかりいただけますとおり、左側に「都民意見の概要」ということで、54件の意見一つ一つの概要

を簡単にまとめた部分になってございます。それに対しまして、右側に「部会の見解」ということで、それぞれの意見についての部会の見解を今回、案としてお示ししてございますので、この部分について本日ご審議いただければと思います。

それでは、まず中間報告全体に対する意見ということで五つばかりいただいておりますので、こちらについてご説明します。こちらにつきましては、概ね全体についての方向性であるとか内容について、支持しますとか賛成であるということですが、一番上の通し番号の1番のところの後段になりますが、全体には賛成であるけれども、健全な一般事業者や市民活動などが制限されることがないように配慮してほしいというご意見をいただいております。これに対しまして、部会の見解といたしましては、悪質事業者の規制は市場の公正さを維持し、活発な経済活動にも資することから、健全な事業活動を行う事業者や市民活動にとっても有益であると考えているという形で整理させていただきました。

2から5につきましては、賛成ということですので特にコメントはしてございません。

続きまして、通し番号の6番になりますが、こちらは序章2の事業者規制の強化の方向性の部分に対してのご意見で、こちら事業者規制の強化の方向性は賛成であるという、全体について賛成というご意見でしたので、特にコメントというのは記載してございません。

まず、ここの部分まで、簡単ではございますが以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。そういたしますと、都民意見の一番最初の欄に書いてあるものについて、部会なりの意見をということが議題になろうと思います。この点についてですけども、皆様方からもご意見をちょうだいしたいと思います。よろしくをお願いします。

ちょっと確認ですけれども、これは最終答申の後ろにつくのですか。都民意見でこういうのがあって、これに対してはこういう考え方だというのが。

○調査担当副参事 これをそのまま載せるかどうかはまたご相談ですけれども、いずれにしても、最終答申の巻末には都民意見の概要と、その対応というか、それに対する見解というのは載せる予定であります。

○齋藤部会長 一応そういう理解で、部会の意見という形で表明する必要があるということですので、ご審議よろしく願いいたします。

せっちなものですから、なければ次にいかせていただいてよろしいでしょうか。総論的なご意見ですので、後半のところにも少し似たようなものが出てきますから、またそこでご意見をちょうだいできればと思います。

それでは、次にいきまして、まず第1章の1「不当勧誘行為の規制強化」についてのところの

ご説明をお願いしたいと思います。

○調査担当副参事 それでは、通し番号7番以降になります。まず、7番でございますが、こちらは条例化に当たっては、消費者が理解しやすい記述とするよう要望するというご意見でございます。これに対しまして部会の見解といたしましては、条例の改正に当たっては、都としてもできる限りわかりやすい条文とするよう努力する必要があると考えているというふうに整理させていただきました。

続きまして、8番でございます。8番は、冒頭の3行ほどにありますように、こちらのご意見は、消費者の望まない勧誘の禁止についてのご意見でありまして、不明な部分が多く、解釈によっては真面目な訪問販売業者にとって営業の機会そのものを失うおそれがあるということございまして、若干細かいことについても東京都の見解を伺うということで、こちらにあるとおり、質問が何項目かございますが、こちらについては、特に東京都への見解を伺うということでしたので、今回、審議会に対してのご意見というふうには受け取れませんでしたので、特に一つ一つに対しての回答という形では整理してございませんが、9番も趣旨としては同様のご意見でありまして、やはり健全な事業者にとって、条例違反をしないように真面目に取り組めば取り組むほど神経質になり、営業活動が萎縮してしまうといったようなご意見になっております。

これに対する部会の見解としましては、右側の欄にございますとおりで、本規定は、高齢や認知症等により拒絶の意思表示が困難な者への勧誘、又は拒絶の意思表示をしている者への執拗な勧誘等、消費者が望まない場合について規制する趣旨であり、社会的に許容される健全な営業活動としての訪問勧誘、電話勧誘まで禁止するものではない。健全な事業者の営業機会を損なわないよう、条例改正の趣旨と内容について十分な周知に努めていくべきと考えているというように整理させていただきました。

続きまして、10番にまいります。こちらは意見のほうは、やはりこれも望まない勧誘の禁止の部分でございまして、社会的に許容されてきた訪問勧誘全体が一律に排除されないことがないよう、客観的に見えにくい消費者の意思によることなく、迷惑な勧誘、執拗な勧誘といった客観性のある不適正行為の要素を含んだ禁止規定とするよう再検討を願うというご意見でございます。

これに対して部会の見解ですが、表面的には迷惑な勧誘、執拗な勧誘に当たらない巧妙な手口によって高齢や認知症等により拒絶の意思表示が困難な者への勧誘等による被害が社会問題化している現状を踏まえ、消費者の望まない勧誘を禁止する必要があると考えている。ここまでの部分で、迷惑な勧誘、執拗な勧誘以外のところでも被害があるということを述べております。さらにその後続きまして、望まない勧誘に当たるか否かについては、事業者が消費者に対し拒絶の意

思表示をする機会を明示的に与えたかどうかという点で客観的に判断できるものと考えているというふうに、後半の客観性のある要素で判断してほしいというところについては、そのように明示的に意思表示をする機会を与えたかどうかということについて述べております。

続きまして、11番でございます。こちら望まない勧誘の禁止についてのご意見でして、消費者に勧誘拒絶の意思を表示する機会を明示的に与える規定は、特商法第3条の規制に上乗せと考えられるものであり、改正特商法の厳格かつ効果的な運用の成果が発揮されてきたこの時期に、規制を重ねて実施することには反対するというご意見でございます。こちらについては、特商法第3条の規制の趣旨は、相手方が勧誘を受けるか拒否するかを判断する最初の重要な機会を確保することであるから、今回の望まない勧誘の禁止と同趣旨であり、上乗せになるものではないと考えているというふうに整理をいたしました。

続きまして、12番でございます。こちらは適合性原則の導入や判断力不足の高齢者等への勧誘については、平成16年改正の特商法の適切な運用・執行により十分規制できるものと考えているというご意見でございます。こちらについては、部会の見解といたしましては、都としても、都民の消費生活において不適正な取引行為については規制していく必要があることから、条例上、明確に規定すべきであると考えている。いわゆる法だけではなくて、都としては条例によっても規制が必要であるという趣旨の見解でございます。

それでは、2ページ目をご覧ください。通し番号の13番でございます。こちらのご意見は、実際の販売活動の過程では、ある程度の拒絶的な応酬は当たり前に行われているところであり、その段階で正しい説明をし、消費者が納得して契約に至ることが一般的に見られることであり、一律に悪質や不適正なものとして規制すべきではない。許容される勧誘行動について、ただし書き等で配慮されることを切望するというご意見であります。これに対しては、本規定は、高齢者や認知症等により拒絶の意思表示が困難な者への勧誘、又は拒絶の意思表示をしている者への執拗な勧誘等、消費者が望まない場合について規制する趣旨であり、社会的に許容される健全な営業活動としての訪問勧誘、電話勧誘まで禁止するものではないというふうに整理いたしました。

続きまして、14番でございます。不招請勧誘については、でき得る限りオプトインに近い形、近い運用ができるような形でまとめていただきたいというご意見でございます。これにつきましては、いわゆるオプトインの導入については、職業の自由、営業の自由の観点、国の法規制の水準、被害実態などの総合的検討から、直ちに導入すべきとの見解には至らなかった。望まない勧誘の禁止の条項を効果的に適用して規制の強化を図っていく必要があると考えているというふうに整理させていただきました。

続きまして、15番です。15番は、情報提供義務についてはもっと一般的な義務を課してもよいのではないかと思います。消費者基本法の要請もあり、事業者の責務として一条項置いて明確化したほうがよいのではないかとのご意見です。これに対しましては、一般的な義務として広く注意を喚起するよりも、具体的に条項を設けて規制することのほうが条例の実効性をより確保できるものと考えていると整理させていただきました。

続きまして、16番でございます。これも若干細かいご意見になっていますが、適合性原則の導入についてで①から④まででございます。まず①が、つけ込み型について、判断力不足に乗じることだけに要件を絞っているが、知識や経験などを加えるべきであるということで、右の欄をご覧いただきたいのですが、これに対しましては、知識や経験については不適合型の規定が適用になるということで整理しております。

続きまして、②については、不適合型について賛成であるというご意見なので、特にコメントはしておりません。

③ですが、③は不適合型については、過剰与信、過量販売、無用な高性能で高額商品の販売を加えるべきであり、知識、経験及び財産の状況に照らして不相当との絞りは窮屈過ぎるとのご意見でございます。これについては、過剰与信等々については、現行の条例の25条1項の中で規定しているところであるというふうに整理いたしております。

続きまして④ですが、財産のほかに収入を含むべきであるし、また、消費者の具体的な年齢、生活状況等も含めるべきであるというご意見です。これにつきましては、右の④のところにありますとおり、財産の状況という中に「等」という言葉も入っておりますが、その中に、ご意見にあるような収入でありますとか、生活状況というものも含んでいるというふうに整理させていただきました。

続きまして、17番でございます。17番は、消費者の望まない勧誘の禁止について、もし再勧誘のみを禁止するなら禁止の範囲が狭過ぎる。勧誘を希望する者だけに勧誘を認めるべきと考える。同様に、電話勧誘も認める者に対してだけ認めるべきである。仮に拒絶の意思を表明した消費者に限定するなら、拒否したかどうかで争いが生じることを極力少なくする方策を検討すべきであるというご意見でございます。こちらにつきましては、オプトインのところについては、先ほど14番のところ整理した見解と同様の表現をさせていただいております。それから、後段の拒絶の意思表示につきましては、消費者の拒絶の意思表示については、事業者意思表示の機会を明示的に与える義務を課すことによって争いを減らすことが可能であると考えているというふうに整理させていただきました。

続きまして、18番でございます。情報提供の義務づけについてでございますが、事業者が情報提供を行う際は、わかりやすく情報提供されるべきであり、わかりにくい情報提供は不当な取引とすべきであるというご意見でございます。こちらに対しましては、事業者が消費者に対し誤信を招く情報を提供することは不適正な取引行為に当たると考えている、つまり、今の現行条例の中でもこのようなわかりにくい情報提供というのは既に規制の対象となっているということで整理させていただきました。

続きまして、19番でございます。広告については、法令の規制の有無に限らず、広告の段階で重要な不利益事実を正しく、わかりやすく説明されるように義務化すべきである。これがなされない広告は不当な取引類型として禁止すべきであるというご意見です。これに対しましては、広告の不当表示に係る規制については、景品表示法により都知事に権限委譲されているので、現状でも適切に対応できているものと考えているというふうに整理をさせていただきました。

以下、20、21、22につきましては、中間報告の内容に賛成するというご意見でございますので、特にコメントはしてございません。以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。消費者が望まない勧誘に対する規制のところと適合性原則のところについて意見が集中してございますけれども、量もあります、活発なご審議をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

○池本部会長代理 8番、9番、10番あたりで、望まない勧誘の禁止について批判的な意見、事業活動を阻害するのではないかというような質問が複数出ているので、結論的には右側の部会の意見のようなコメントでいいのだろうと思うのですが、ちょっと私たち自身の頭の中を整理しておく必要があるのだろうと思います。

例えば消費者が「要りません」と言ったとき、次の勧誘は該当するかしらないかという、「要りません」という一つの言葉は、あるいは、その下にある「今は忙しい」とか「手が離せない」、その言葉が、「もう来ないでください」という趣旨のことと、「今は忙しいけれども後だったら話を聞きたい」ということもあるし、「今は要らない。もうしばらくしてから」ということもあるだろうし、商品の属性とか、そのときの状況とか、いろいろなことがあるわけで、こういう言葉だったら当たるか当たらないか。そんな本人の意思では不安定だというふうな画一的な回答を引き出そうとするのはやはりちょっとまずいのではないかと思います。むしろ勧誘する事業者は消費者の意思を尊重してください、意思を配慮してくださいということですから、「ちょっと忙しいし、結構です」というのは、お断りという趣旨なのか、それとも、また機会を改めて説明に伺ってよろしいかという、まさに意向を確認すればいいわけで、その意味で、消費者の意思を

尊重するという基本姿勢に立てば、余りこういう画一的な言葉で判別できないからよろしくないという考えにはならないだろうと思うのです。そういう意向を尊重するという意味では、現在の特商法で、販売目的や商品、事業者名などを明確にして、実はあの規定も、明確にして消費者の意向を確認した上で勧誘しなさいと書いてあればクリアなのでしょうが、本当は特商法自体もそういう趣旨のはずなのです。それを、いわば条例でより明確に書いてあるということですから、決して特商法の水準を踏み越えて独自の規制を加えたということではないのだと理解していいのではないかと思います。一応そういう捉え方という面で補足発言をしました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○長田委員 一つは質問なのですが、これは意見をこういうふうに箇条で整理していただいているわけですが、不招請勧誘の制限のところにごい強く反発があったかのようにも見えますが、実は一つの団体が何項目かにわたって書いておられるのかどうかというのがこの表ではよくわからないので、それを教えていただきたいということと、それから、部会の見解のところの8番、9番のところ、そういう趣旨だということを十分な周知に努めていくべきところの一番下の段落なのですが、「健全な事業者の営業機会を損なわないよう」というのをわざわざここに書かなくても、その前に、そういうものではない、禁止するものではないと書いてあるので、ただ「条例改正の趣旨と内容について十分な周知に努めていく」ということでも別にいいのではないかと思います。オプトインまでぜひというような意見もある中で、こちらの側だけの配慮が先行しているのではないかとちょっと思いました。

○齋藤部会長 質問の点は、事務局いかがですか。

○調査担当副参事 長田委員ご指摘のとおりで、個々にどこということは申し上げられないのですが、不招請勧誘は8から11ぐらいまでありますが、全部が同じところからというわけではないのですが、不招請勧誘というか、望まない勧誘の禁止に関して、一つの団体から複数のご意見をいただいているので、それはそれぞればらばらに載せていますので、そういった意味では、例えば今、四つあるからといって、4団体からきているということではないということになっております。

○齋藤部会長 部会意見の第2段落目の最初の文節は要らないのではないかとのご意見ですが、この点はいかがでしょう。

取ってもいいと思うのですけれども、そうだとすると、「上記のとおり条例の改正の趣旨と内容」ぐらいにしておいたほうが、いきなり「条例の趣旨と内容」が出てきますから、上に書いてあること、健全な事業者の営業活動を禁止するものではなくて、拒絶の意思を表示している弱

者に対する被害予防のための救済措置であるということでしょうか。

いかがでしょうか。この点もそうですが、ほかにご意見があればちょうだいしたいと思います。

○原田委員 13番のところですが、意見のところ、最後に「『ただし書き』等で配慮されることを切望する」というふうな要望が出ているのですが、これについて部会の見解としては正面から答えていないというような気がするのですけれども、ここの扱いについてはどういうふうなことで考えておられるのでしょうか。

○齋藤部会長 これは誰が答えるのかということですが、すみません、私が一番の責任者なので。確かに正面から答えていないという印象はありますから、必要ないというふうに言い切っていないのではないかというふうに私は思っています。特に、都民意見の概要のほうの前提となっている事実認識について、私はこれはちょっとどうかなと思っています。ある程度の拒絶的な応酬は当たり前だとは思いません。私は個人的にはそう思っていない。やはりこういうやりとりの中から、特に高齢者ですとか、判断力に問題のある消費者の場合の被害というのは出てくるわけでありますので、この点をターゲットにしてむしろ今回の条例改正の趣旨がそこにあるわけですから、こういう認識がある営業活動をしていること自体、やはり考えを改めていただかなければいけないというぐらいの気持ちでいていただきたいと思います。ですから、個人的にはそう思うので、そういう意味では、ただし書きで書くことは必要なくて、むしろこの趣旨をよく理解していただいて、それに合わせた適正な営業活動を行っていただきたい。それは、都民の利益にもつながるし、この中間報告の中にも書いてありますけれども、結果的には公正な事業者にとってもメリットになることであるというふうにまとめていただいたほうがいいのではないかというふうに個人的には思っていますが、私ばかり話しているわけにはいけないので、どうぞご意見があればちょうだいしたいと思います。

○鈴木（善）委員 個人的な意見ですが、今の部会長の意見に近いのですが、そうすると、部会の見解で、社会的に許容される健全な営業活動としての訪問勧誘、電話勧誘というのはどういうものなのかという感じがしています。これを書いていて、具体的なイメージというのはあるのですか。

○齋藤部会長 それは、先ほど池本委員が発言をされたように、やはり消費者の意見を尊重する対応をとっていけば、恐らく社会的に健全な営業活動としての訪問勧誘、電話勧誘になるのではないかというふうに思いますので、やはりそこが一つの柱といたしますか、考え方の基準になるのではないかというふうに理解をしますけれども、池本委員、どうですか。

○池本部会長代理 まさしくそうだろうと思うのです。こうこうこういうものを販売しているの

だけれども、それについて説明させていただきたい、よろしいでしょうかと言って、「今、ちょっと忙しいから」、「では、時間を改めて来ることでよろしいか」ということで、ちょっとおもしろそうなものだ。そのときに、こういう商品で全く関心がないよというときに、ちょっとパンフレットなどを見せて、「こういうところがあるからぜひ聞いていただきたい。よろしいでしょうか」と聞くときに、およそ何の働きかけもしてはいけないということではないと思うのですが、そういうふうにぜひ説明を聞いてほしいということについて、そう言っても、やはり断ろうとしている人へ、「まあ、そう言わずに」と言って勧誘を繰り返そうというふうにすると、それはやはり拒もうとしている人に対して拒絶の機会を明確に与えないでどんどん押し込んでいくということで、やはりトラブルになると思うのです。だから、この「ある程度の拒絶的な応酬は当たり前に行われている」というところで、消費者の意向を尊重しているのかいないのかということからすると、これはかなり際どい表現になってくると思うので、その意味では、特商法などにあるような商品名、販売事業者名、販売目的を明確に告げ、それで、この条例にあるように、勧誘について続けてよいかどうかのまさに拒絶の機会を与えて、その上で勧誘をしていくというふうにすれば恐らくトラブルは起きないし、それが社会的に許容される健全な営業活動であるというふうに判断していいのではないのでしょうか。

○鈴木（善）委員 それだったら、それをここにストレートに書いておけばいいと思います。私は、この世界というのは相当狭いのではないかと考えています。これだけインターネットとか情報入手が発達し、そういうものも通じたいろいろな消費活動ができる世界になっているところに、電話勧誘、訪問販売という形でのやり方での適正なものというのはどんどん狭くなっているのではないかという感じが逆にしています。だから、こういう「社会的に許容される健全な営業活動としての」という抽象的な表現で答えていても事は始まらずに、そこはもう少し限定的なり、あるいはこういうものだという書き方をしっかりしておくべきだと考えます。あるいは、部会として認識しておくべきだというふうに思うのですけれども。

○池本部長代理 恐らく、これはパブコメへの回答で一問一答になっているので、どうしてもこういう切り刻んだ書き方になると思うのですが、その前のページの11番のところと10番のところ、それから8、9、13番のところは8、9のほぼ繰り返しになっているのですが、それを合わせたのが実はさっき言った私の説明なのです。特商法でもこうこうこういうところまでは要求していますよと。それで、10番のところに、条例でも望まない勧誘かどうかというのは、要するに消費者の意向を尊重する。それを確認することなんだということが書いてあって、そういうところを尊重すれば、社会的に許容される健全なというふうに、下から上へ全部まとめて書けばそう

なるんですね。だから、場合によっては、幾つかの共通の意見であれば、余り切り刻まないで、この辺はまとめてこの考え方の筋道をコメントしたほうがわかりやすいかもしれないですね。

○池山委員 私も、池本委員のおっしゃるとおりだと思うのです。これを読んでみますと、部会の見解が同じ言葉が幾つも幾つも……。正確にきちんと見解を出すということで、同じような言い回しになるのはやむを得ないと思うのですけれども、その前に大枠のところできちんとかういうことだというふうにまとめて前提のところで書いていただくといいと思います。というのは、訪販協会の方がいらしたときに、拒否というのをどう考えていらっしゃるかと言ったら、二度と来るなど言わないと拒否にはならないというようなことをおっしゃったので、私どもはそんなことはとても言えません。「ちょっと忙しい」とか、ここに書いてあるとおりのことなので、やはり一つ一つのことを明確にただし書きみたいところで書いてしまうと、そうしたら、またそれ以上に、ではここはどうだというふうなことになるので、やはり前提のところで大枠のところでは池本委員がおっしゃったことをきちんと前段で言って、その後、個々のことについてはそれぞれ見解として書いたほうがわかりやすいと私は思います。

○後藤委員 8番とか10番についての部会の見解というところを読ませていただくと、バランスをとるということがあるのか、私が今まで審議の過程でイメージしていたところに比べると、消費者側から見ると後退みたいな感じが若干するんですね。例えば「健全な事業者の営業機会を損なわないよう」というようなことをあえて出すという、私は、長田委員と同じで書かなくてもいいかなというぐらいの感想でして、それから、さらに同じ8番目の部会の見解のところ「拒絶の意思表示をしている者への執拗な勧誘等」とありますけれども、これは「執拗な」というのがあえて出ていると、執拗でないものならば、拒絶の意思表示をしてもまだ勧誘してもいいというニュアンスになってくるものですから、どうもそうではなくて、拒絶の意思表示を明確にしているということであれば、もうそれ以後の勧誘については、執拗であろうとなかろうと勧誘してはいけないという趣旨なのではないかと理解しておりました。それと、10の部会の見解のところでも、「迷惑な勧誘」の後に「執拗な勧誘」という言葉がまた出てくるのですけれども、どうもこのあたりのニュアンスが、事業者側に不必要というのでしょうか、若干気を使い過ぎていてのではないかという印象を持ちましたので、最終的な文言をどうするかということはここで確定的に意見を述べることはできませんけれども、印象として、その辺については部会意見自体が若干書きかえの必要があるのではないかという感じはしました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

○亀井専門員 少し方向性が違うように聞こえるかもしれませんが、8番のところは、もちろん

法律の議論ですから一律にイエス・ノーと、それだけで答えられるものでないというのは当然としても、先ほど池本先生がご説明になったような考え方のもとで、こういう場合はこうですというような具体的なイメージはもちろん持っていなければいけないわけですから、場合によっては書いてもいいのではないかという感じがいたします。

あるいは、もちろんこれは最後の見解の出し様で個別に答えるのであれば少し親切に書いてやるというようにしたほうがよろしいでしょうし、あるいは幾つかまとめて答えることであれば、全体を通して読めばわかりますよねということでもいいのかもしれませんが、最後の出し方との関係で、もしこのままであれば、少しさっきの考え方の筋を書かれてはどうかという感じがいたします。その上で、具体的な質問に対する答えも一応出せることではないかという気がしております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

時間のこともありますから、大体意見の方向が見えてきたのではないかと思います。やはり少し腰が引けている感じがしていますので、後藤委員のお話ではないのですが、文言を具体的にどうするか。もしここでいいご意見を口述していただいて、それが皆さんの賛同を得られればそのとおり決めたいのですが、大体趣旨は、特に望まない勧誘の禁止についての中間報告の意見の趣旨からちょっと後退しているのではないかという意見もありますけれども、そこはもっと正面から、中間意見はこういうものであると。それが、さっき鈴木委員のご指摘にもありましたけれども、もう少し正面からお書きになったらどうかというご意見もありましたので、どうも池本小部会長が一番頭の中で具体的なイメージをお持ちのようですから、大体皆さん方のご意見は、趣旨が違う、もっとこうだということがあればさらに承りますけれども、そうでなかったら、ちょっとその辺は部会長と小部会長のほうにお任せいただければ、ご趣旨に合わせて部会意見のほうを少し修正させていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。そうしましたら、第1章の1が今終わりましたので、第1章の2のところのご説明を事務局からお願いしたいと思います。

○調査担当副参事 それでは、2ページ目の後半部分になりますが、通し番号で申し上げますと23番以降になります。

まず、23番でございますが、悪質事業者が業務停止命令に従わないなど違反を繰り返していても罰則規定がなく、違反行為に対する制裁がないのが最大の欠点であるということで、こちらに対しましては、罰則の導入について検討する必要があると考えているというふうに整理をさせていただきました。

それから、24から27までのご意見でございますが、こちらは、いずれも行政処分・罰則を導入すべきであるという趣旨のご意見でございます。これに対しましては、右の欄にありますとおり、悪質行為の実態に即した行政処分・罰則の導入について検討する必要があると考えているというふうに整理をさせていただきました。

続きまして、3ページ目にまいります。3ページ目の28番でございます。こちらは事業者の立証責任を求める規定を新設すべきということで、事業者側の提出内容を確認する行政の調査権や、そのための組織整備も必要と考えるというご意見でございます。こちらは、調査につきましては、現行条例の26条、46条に規定がございますので、これは部会の見解ということですので、都においては立入調査などを積極的に実施していると聞いているという表現にさせていただいております。

続きまして、29番でございます。こちら立証責任の転換に関してですが、これの対象が誤信を招く情報の提供に限定されているように思われるが、対象をさらに拡大すべきであるというご意見でございます。これに対しては、立証責任の転換の必要性については、誤信を招く情報の提供に係る取引実態を踏まえ、その対象を特定商取引法や景品表示法と同様にしたものであるという形で整理をさせていただいております。

それから、30、31、32でございますが、これらはいずれも違法利益の吐き出しの制度化を望むご意見でございます。それに対してはまとめて見解を示してございまして、わが国の法制度に関わる問題であるので、国の動向等を見極めつつ、適切に対応していく必要があると考えているとさせていただきます。

最後、33番でございますが、こちらは情報提供について、全体として賛成とするご意見ですので、特にコメントは記載してございません。以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。そうしましたら、第1章の2の部分のご説明をいただきましたけれども、この点についてご意見を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。議論の口火を切る意味で私から。28番ですけれども、確かに部会の意見ですから「聞いている」ということではあるけれども、これは正面から、既に規定があります、整備されておりますということではないでしょうか。

○池本部会長代理 意見の中に「組織整備も」と書いてあるから。

○齋藤部会長 でも、そうしたら、右側の「立入検査を積極的に実施している」と対応しないではないですか。権限行使をしていますと言っているのが部会意見でしかないわけで。だから、調査権については既に条例で規定がされておりますので、整備はこれで十分であるという趣旨で意

見を述べればよいし、組織整備については、中間報告の中の後半のところ、その点については積極的にやっていきますということが書かれているので、そのまとめ的なことでコメントをすればいいのではないかと考えていますけれども。

それから、次の29ですけれども、これは正面から「誤解を招く情報に限定されているように思われる」ではなくて、「限定しています」と答えればいいのではないかと考えます。それで、その理由はこれこれこうですということが必要だと思えます。なぜかという、こういう事実関係についての立証責任の転換でないと、立証責任の問題として非常に難しい。難しいというのは、幅が広くなり過ぎるし、また見なし規定ですので、非常に範囲が広くなり過ぎて、やはり事業者にとってかなり不利益に過ぎることになってしまいますので、だから、転換をしてもいい合理性と必要性がある事項に限らないとなかなか難しいというところがありますので、だから限っているのです。なおかつ、ほかの法令上もそういう考え方を採用して、今回の条例の事項と同じようなものについてのみ立証責任の転換をしているのですよ。だからこれでいいのですと、こういう回答にならないとストレートにお答えしたことになるのではないかとこのような印象を持ちますが。

○池本部長代理 齋藤部会長の付言の後半部分の趣旨が、前の中間報告を見てなるほどなと思ったので、ちょっと意見を言います。28番のところ、確かに意見は、調査権が必要ということと組織整備が必要という二つのことが書いてあって、回答は、現行に規定があるということと立入調査を積極的に実施していると。後者は、現状で十分だというふうに聞こえてしまいますよね。ところが、中間報告の24ページあたりでは、機動的な立入調査をもっと実施してほしいと言っているわけですから、その意味では、まず規定があると。これは現行規定があると。むしろ、その立入調査権はさらに機動的に活用する必要があると考えているというのが私たちの中間報告書の見解にそぐうのではないのでしょうか。さらにがんばってくださいという趣旨で。

○齋藤部会長 そういうご意見ですが、ほかにはいかがでございますか。もしくは、今の点でも結構です。

○亀井専門員 2点ですが、一つは25番で、法人対象者などにも適用すべきであるというのは、必ずしも正面から中間報告に書いていない面もあるのですが、両罰規定の導入も考えるべきだというふうに端的に書かれてはどうかというのが1点です。

それから、30から32番ですが、これはわからなくはないのですけれども、我が国の法制度に関わる問題だというのは、要するに条例だけではできないのだということかと思えますので、むしろ条例だけではできないので、国の動向等を見極めつつ云々と書かれてはどうかという気がいた

します。

○齋藤部会長 ありがとうございます。両罰規定のところは、中間報告はどうなっていましたか。今、細かいことまで……。20ページに、「条例においても望ましい」と。明白には書いていないのですね。この点、どうしましょうか。確かに両罰規定は法律にはあるけれども、条例については、「検討する」という言い方かどうかは別にして、明白な形では触れていないですね。その導入としか言っていないですね。都民意見の中では、両罰規定を検討しなさい、したらどうかという意見が出ているので、それに対する回答としてどうするか。もっと具体的に言うと、最終答申の中にその点も文言を入れて触れるかどうかという問題になってきますけれども。

○池本部会長代理 もともと特定商取引法で、ある勧誘業者が違法な勧誘をしたことについて、事業者が両罰規定を置いたというのは、いわば事業者ぐるみ、組織ぐるみで違法なことをやっているときに、末端の直接手を下した人だけを処分しても、結局尻っぽ切りで繰り返すことになってはいけませんので、そういう違法行為を繰り返さないために責任の所在をきちんと明確にするという意味で、両罰規定を置かれているはずですよ。そうだとすれば、悪質行為をきちんと排除するという趣旨からすれば、ここでも条例で罰則を導入するということには、その実効性確保のために両罰規定を併せて検討するというのが一つの方向性だろうと思います。もちろん、その意味では、中間報告のときには、そこを明確な議論として意識していなかったもので、25番はわれわれの報告書で明確でなかったところをうまく指摘されているのだとすれば、ここだけはちょっとコメントを分けて、これは検討ですから、罰則の実効性確保観点から両罰規定についても検討する必要があるということは確認できるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○齋藤部会長 今の点につきましてはどうでしょうか。

長田委員、ご賛成というご発言でしょうか。

○長田委員 そうです。

○齋藤部会長 池山委員は。

○池山委員 賛成です。

○齋藤部会長 いかがでしょうか。罰則につきましては、いろいろな難しい問題もあるので、明白に「導入する」という形で言い切っているわけではないので、もう少し細かいことを検討した上で、導入する方向で考えましょうという記述になっているのが中間報告の中身です。ただし、両罰規定そのものについては、文言が入っていないので、明白な形で両罰規定も検討しますという対象に入っていないので、こういうご意見が出たのではないかと理解されますので、一応コメントの部会意見のほうにつきましては、罰則の導入及び両罰規定の導入についても検討の対象に

含めるといふような部会意見にするということではよろしいでしょうか。

わかりました。では、そのように修正させていただきたいと思います。したがって、最終答申の中にもそういう文言を入れるということに恐らくなるとお思いますので、それはまた最後の答申案のご検討のときにご意見をちょうだいしたいと思います。

ほかにいかがでございますか。第1章の2のところですけども。

○後藤委員 29番目の先ほどの立証責任の転換の部分ですけども、「立証責任の転換に関する事項が誤信を招く情報の提供に限定されているように思われる」という部分ですけども、中間報告を見ますと、中間報告の17ページですけども、「現行条例（25条1項1号）は、『誤信を招く情報を提供し』て『契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること』を不適切な取引行為としている」という記述が17ページにあるのですけども、条例の25条1項1号というのは、この中間報告に書いてあるような誤信を招く情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させることを不適切な取引行為としているということではなくて、事業者が保有し、もしくは保有し得るものを提供せず、もしくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供している。契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させることというふうになっていて、要件となるものが誤信を招く情報提供をしだけではなくて、三つ要件が並列的に並んでいるんですね。

ですから、この条例の文言から言うと、中間報告の17ページの誤信を招く情報を提供した場合だけを25条1項が適用される場合として規定しているかに読める中間報告の記述というのは、そのときは気がつかなかったけれども、今ちょっと疑問に思いまして、もし先ほどおっしゃったように、ほかの法律との対応ということから考えて、誤信を招く情報の提供に立証責任の転換というものを限定するならば、17ページの中間報告の記述の部分も書き直した上で、整合的にする必要があるのかなというふうに感じたのですが。

○鹿野委員 もちろん今、後藤委員がご指摘なさったように、25条の1項1号ではほかの要件についても規定されています。一方、中間報告の17ページのところでは、特に問題と考えられる状況について触れられていて、それについては、25条の1項1号で規制の対象にはなっているけれども、これを認定するのが困難だから、特にこの項目について、立証責任の転換を図る必要性と合理性があるのだと書かれております。ですから、17ページの立証責任の記述自体が25条1項1号を誤解しているということではないと思いますし、むしろ、25条1項1号を踏まえた上で、その中の幾つかの並列的な要件の中のこの要件を特に取り上げて、なぜこの要件についてだけ立証責任の転換を図るのか。それを書いているのがこの部分だというふうには私は認識しているのです。

が。

もう一つ加えて、その点に関し、先ほど齋藤部会長がご指摘になったように、むしろ今回の部会の見解というところでは、なぜここで誤信を招く情報の提供についてだけ立証責任の転換を図るということにしたのかを明確に書いていただければというふうに思います。

○齋藤部会長 全体を読むとそういう趣旨に読んでいただけるだろうと思ってできているのでしょうけれども、後藤委員のような読み方をされるとちょっと誤解を受けるかなという感じもしますが、「25条1項1号は」と書いてあるからなのでしょうね。だから、これを「には」にすると、つまらない話ですけれども。要するに、その中からこういう部分を切り取ってきて、それについてはこういうふうに論じているのですよということがわかるような表現にすれば、そう読まれないのかなという感じがしますけれども。

確かに、行為が三つぐらい並列してあるので、その中から誤信を招く情報を提供する行為について取り出して、その点について誤信の対象になる情報についての立証責任を転換させると、こういう条項にしましょうという提案ですので。どうでしょうか。最終答申では、文言を工夫して、そこが誤解のないようにするというを事実上ここで確認しておいていただいて、部会の見解の中にそこまで書く必要はないと思います。ただ、やはり正面から、確かに限っておりますと。限るについては、こういう理由がありますということ部会意見の中に書いたほうが、コメントに対する回答としては親切かと思えますけれども、いかがでしょうか。後藤委員、それはどうでしょうか。

○後藤委員 私の読み方の誤解であれば、それで結構です。別にこういう読み方しかできないという意見を述べているわけではありませんので。

○齋藤部会長 読み方が誤解ではなくて、そういうふうに使われることもあるのだとすると、こちらが考えなければいけないなど、そういう趣旨で申し上げましたけれども。では、29は今のようなまとめでよろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

もしこの点についてご意見がなければ、次に進ませていただきます。そうしましたら、第2章に入らせていただいて、第2章の1から4について、また事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○調査担当副参事 それでは、3ページ目の通し番号で申しますと34番以降でございます。

まず、34から36でございますが、こちら趣旨は同様のご意見で、趣旨といたしましては、消費者行政に関する予算でありますとか、担当職員の増を要望するという趣旨のご意見でございます。これに対する部会の見解でございますが、答申内容を確実に実施できる体制を都において引

き続き確保する必要があると考えているという整理にさせていただいております。

続きまして、37番でございます。37番は警視庁との一層の連携強化は、経済犯罪の取締等不可欠と考えるが、予防的な観点の行き過ぎによって市民の権利が侵害されないような配慮を要望する。これに対しましては、今回の規制強化は悪質事業者を対象としたものであり、都民の権利を侵害することにはならないものと考えているという整理にさせていただいております。

38番でございます。こちらは指導中心から処分重視への方針変換はやむを得ないと考えるが、指導を完全になくしてもよいというわけではないというご意見で、後段は先ほどの34から36と同趣旨のご意見でございます。こちらの前段のほうに対する部会の見解といたしましては、今回の方針転換は重大な悪質事業者に対して厳格な処分を講じていくものであり、指導をなくすという趣旨ではないという整理にさせていただいております。後段につきましては、先ほどの34から36と同様の内容となっております。

最後です。39番でございますが、こちら全体についての賛成を示すご意見でございましたので、特にコメントはいたしておりません。

続きまして、40番でございます。40番は、都民が被害に気づくことを促し、被害を未然に防止するために、条例の周知徹底について具体的な対策をとる必要があるというご意見でございます。これにつきましては、改正条例の周知徹底については、都において適切に行われるべきものと考えているというふうに整理をさせていただきました。

続きまして、41番でございます。こちらは、職員の削減は必要であるが、力を入れる事業には職員に専門性を持たせ、職員の養成は重要であるというご意見でございます。これに対しましては、職員の養成の重要性については十分認識しており、中間報告にはその旨を述べている。中間報告の中にも職員の養成について触れている部分がございますので、そのことを書いております。

42番でございます。42番は、見守りネットワークづくり等の高齢者対策のほかに、若者や働き盛りの人々への対策を視野に入れて、学校や事業者との連携づくりが必要であるといった趣旨のご意見でございます。これにつきましては、中間報告にある社会的な見守り機能向上のためのネットワークづくりの取組を今後さらに充実していくことが望ましいと考えているというふうに整理をさせていただきました。

4 ページ目にまいりまして、43番でございます。国と連携して情報収集に当たり、被害の新芽に対する早期対応システムを確立していただきたい。これに対しては、引き続き相談情報等を積極的に収集し、被害への早期対応に努める必要があると考えているというふうに整理いたしました。

44番でございます。青少年にも悪徳商法の手口等に関する情報や消費者の権利を擁護する仕組みなどについて、わかりやすく伝わるような学校教育及び広報を進めていただきたい。この点については現在も取り組んでいるところですが、そういった状況を踏まえまして、若者向けのリーフレット配布や学校等への出前講座などにより、引き続き積極的に啓発を行っていく必要があると考えているというふうに整理をいたしました。

続きまして、45番です。規制強化はもちろんのこと、適格消費者団体と連絡を取り合い、差し止めをするなど被害を未然に防ぐ、ないしは被害の拡大を防止するという方策ももっと積極的に考えてもよいと思うというご意見でございます。適格消費者団体との連絡につきましては、法令による消費者団体訴訟制度の具体的な内容を踏まえて行っていく必要があると考えているというふうに整理をさせていただいております。

46番でございます。国民生活センター、東京都及び区市町村、さらには民間の相談担当者間の緊密な情報交換が必要で、これらの中で特別な連携体制を講じる必要があるというご意見でございます。これも現在取り組んでいるところでございますので、若干そういう状況を踏まえまして、これまでも各種会議の開催や共同特別相談の実施などにより、緊密な連携を図っているものと認識しているが、今後も一層の連携強化に努めるべきと考えていると整理をさせていただいております。以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました第2章のところでございますけれども、皆様方のご意見をちょうだいしたいと思います。いかがですか。

○池本部会長代理 43番ですが、さっき説明を受けたときは特にいいかなと思ったのですが、報告書と照らし合わせてみると、意見のほうでは、国との連携で情報収集をもっと積極的にという趣旨で、見解のところは「相談情報を積極的に収集し」という言葉になっているのですが、中間報告の中では、確かに潜在化する被害の掘り起こしが早期の探知の仕組みという、23ページにそういう観点もありますが、都民意見のほうで出ている国との連携ということで言うと、25ページに国や近隣自治体との情報の共有と広域の連携が必要だということをズバリ指摘していますので、むしろその両面、つまり潜在化する被害の掘り起こし、それから国や近隣自治体との情報共有と広域連携が必要であると考えているということをズバリ書いておいたほうが的確だろうというふうに思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

○鹿野委員 45番についてです。詳しくは忘れていましたが、中間答申では消費者団体との連携ということについては特に書かれたところはなかったのでしょうか。ご存じのとおり、消費者契

約法の改正が通りました。適格認定が行われるのは、来年からということでもまだ先の話ではあるのですが、その改正を踏まえて、適格消費者団体と自治会等との連携が必要なのではないかとというような声が一般的にかなり強くなってきているようです。そういうことであれば、最終答申に何らかの形でそういうことを盛り込む可能性について考えていってもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○齋藤部会長 たしか議論の過程で、これは第18次答申がまさしくそれをテーマにした答申がすでに出ておまして、かなり詳細に検討しております。ですから、もし触れるのだとすると、第18次答申でこういうことを述べているけれども、引き続きそれを推進していくとか、そういう内容になるのではないか。恐らくといたしますか、すでにかなり詳細な検討で答申が出ているので、ですから、今回の19次の中間報告の中には強いて触れなかった。屋上屋を重ねるようなことになってしまうので、多分そういう趣旨だったと思うのですが。もし消費者契約法の改正によって現実化したという状況の変化を踏まえて何か書き込むとすると、多分、18次答申にこれこれこういうことになっているから、それを引き続き取り組んでいく必要があるとか、積極的に云々とか、そういうような感じになると思うのですけれども。

○鹿野委員 そういう形でもいいと思うのです。

○齋藤部会長 その点はいかがでしょう。最終答申の文言をもう少し検討するときにもまたご意見をいただければと思いますけれども、とりあえず都民意見に対する部会の見解としては、そこはどうでしょうか。

○長田委員 今、鹿野先生がおっしゃったように、都民意見への回答ですけれども、全く 18次の答申のことを知らない人もいますので、18次の答申ではこういうふうを考えているのだから、それはというふうに書いていただいたほうがきちんと伝わるのではないかというふうに思います。

○齋藤部会長 そういうご意見ですので。そのほうが親切だと思いますね。ご異議なければ、18次答申で消費者団体との連携については触れたので、そちらをさらに進めていくというようなことをちょっと触れるということにしましょうか。

ほかの点はいかがでございますか。

○御船委員 44番のご意見とも関わるのですけれども、こういう事業者規制に関して、制度をつくっていった後に、事業者だけではなく、学校教育、社会教育や消費者団体に向けて機敏に広報活動をして、消費者の力を高めるということが重要だと思うのです。そういう意味では、今回の中間報告ではございませんけれども、答申の最後にやはりその必要性、そしてそれを進めていく方針を二、三行書いていくのが、こういう意見に対応した開かれた報告書のあり方だと思います。

今回の回答に関しましては、特段それをやる必要はないかと思いますが。以上です。

○齋藤部会長 中間報告の中には明示はしていないのですね。ただ、これも18次答申の中でかなり大きな議論になりまして、ご承知だと思いますけれども、教育の現場との連携をどうするかというのが大分大きな議論になって、とりあえずは書かれているのですけれども、もう一度18次答申を読んで、それとの関連でどう書き込んだらいいか少し検討していただく必要があると思いますので、さらに最終答申の内容についてのご審議のときに、もう一度そこは検討させていただくということによろしいでしょうか。

今の第2の1から4ですが、もしご意見がこれ以上ないようでしたら、最後のその他意見のところについてご説明をいただきたいと思います。

○調査担当副参事 それでは、4ページの通し番号47番以降でございます。

まず、47番でございますが、指導中心から処分重視はある程度必然性が要求されることであるが、特商法第1条、国民経済の健全な発展に寄与するを目的とする事業者に対する配慮を願うというご意見でございます。これについては、今までも何度か同じような回答が出てきましたが、今回の規制強化は、悪質事業者を対象としたものであり、健全な事業者の活動を阻害することにはならないものと考えているとさせていただきます。

続いて、48番です。48番は、事業者規制は、自治体や条例で消費者被害を解決するのは難しい。全国に先駆けて、今回の取組を国の法律に取り込むよう要請すべきであるというご意見でございます。これにつきましては、新たな法規制の必要性について、適宜、国に要望するとともに、都としては、条例に基づき責務を遂行していくことが必要であると考えているとさせていただきます。

続いて、49番、50番でございますが、49番については、広報の体制の充実という要望。50番につきましては、自発的な被害防止や啓発活動が広がるように行政は支援をしてほしいということでございます。審議会へというよりは、都に対する要望という色彩が強いご意見でございましたので、整理の仕方としましては、部会の見解にございますとおり、要望の趣旨を踏まえた対応について都としても検討する必要があると考えているというような表現にさせていただきます。

次に、51番でございますが、条例改正に当たっては、どのような勧誘行為が条例違反に該当するのかを具体例を示して、事業者、消費者に徹底する必要がある。こちらにつきましては、条例改正の周知については、都において適切に行われるべきものと考えているというふうに整理をいたしております。

それから、52、53、54でございますが、これはいずれも適格消費者団体との連携でありますと

か、情報提供についての要望が趣旨のご意見でございます。これについて回答が分かれておりますが、若干表現が違うだけでして、趣旨といたしましては、適格消費者団体との連携や情報提供については、法令による消費者団体訴訟制度の具体的な内容を踏まえて行っていく必要があると考えているということで、先ほどでした45番と同様の内容で整理をさせていただいております。

引続き、一番下の四角の中の趣旨をご説明させていただきたいのですが、以上、見解を取りまとめた中では、今、議論の中では本文の修正の部分のご意見を若干いただきましたが、最初にこれを整理した中では、この意見をいただいたのでこの部分を修正という風に直接的につながるところがなかなかなかったのですが、そうは申しまして、全体を通じまして、こちらにありますとおり、事業者規制の強化が健全な事業者等に対する過剰な規制になるのではないかという懸念を示すご意見というのが幾つか出されているという状況に配慮いたしまして、今回の事業者規制の強化というものが悪質事業者を対象としたものであって、健全な事業者を規制するものではないという考え方を、今の中間報告の段階でも若干入っておりますが、より明確に本文中で示してはどうかというのが全体の整理として、事務局というか、部会の見解といたしまして、そのようにしたらどうかということで最後に書かせていただいております。具体的にどの部分にどういう表現でということは次の議論になるかと思いますが、今日の場合は、そういった趣旨で修正というか、追加をするということについてご議論いただければと思います。

以上です。

○齋藤部会長 その他意見と最後のところですが、皆様のご意見をお願いしたいと思います。

○長田委員 47番への回答のところ、これは一番下の本文の改正のところと共通するような表現になっているわけですが、むしろ一番最初、1番への回答で、悪質事業者への規制は健全な事業活動を行う事業者、市民活動にとっても有益だというような表現でそれが強調されるのであれば、私も「ああ、そうかな」と思いますけれども、わざわざ「阻害することにはならない」というのが何度も出てくると、やはりちょっと後退と思われてもしょうがないのではないかと。ずいぶん印象が違ふと思いますので、姿勢としては、悪質事業者をきちんと規制していくことが都民にとっていいのだという姿勢が一本あったほうがいいのではないかと思います。

○齋藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

○池本部会長代理 このパブコメへの部会の見解のところの表現の問題というよりは、最終答申に向けての考慮ということで発言しますと、やはり適格消費者団体との情報交換、連携というこ

とが非常に強く言われています。それは、この報告書で言うと、最後の25ページあたりで、関係機関との連携の中で、それが悪質行為を絞り出していき、発見していく手がかりになるのだという意味で、ここではただ、特に高齢者問題などで見守り機能の向上のためのネットワークという観点、福祉とか介護とか、そういう部門、あるいはNPO団体とかという面と、国や近隣自治体という面があるのですが、その3番目が、実際にはここで1から議論するというよりは、18次で議論したことではあるのですが、適格消費者団体がこれから活動しようとしているところとの連携も、悪質事業者対策の一環でもやはり重要だという位置づけは必要なのかなということが一つ。それから、先ほどから教育啓発の話があったのですが、教育啓発も被害防止一般論として書くのだとすれば、今回の悪質事業者規制ということとはちょっと違うようにも見えなくはないのですが、実は23ページで「潜在化する被害の掘り起こし」という、ここもどちらかという高齢者など泣き寝入りが多い部分を想定してはいるのですが、やはり消費者にきちんと啓発教育して、泣き寝入りではない、きちんと訴えることが自分の救済予防だけではなくて、事業者をきちんと規制して、拡大防止のためになるのだという意味では、やはりここに位置づけられるのかなという意味で、たくさん意見も出ていますし、その幾つか出た意見は、答申の中で反映していく必要がありそうだなと、そういう感想を持ちました。

○齋藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

○池山委員 私も、52から54の適格消費者団体との連携のところ、部会の見解が皆同じ言葉が連なっているというのは、非常に事務的にというふうに、こういうふうに答えざるを得ないというのもよくわかるのですが。ですから、まとめて、やはり18次答申をいかに実効化するかということが今後の課題であって、そういう中で団体訴訟制度というものに対して、適格団体と行政その他の連携についてこれからは法令等によって具体的な内容を踏まえて行っていくというふうに、まとめて書いたほうがいいのではないかと思います。ただ、これはきちんと条例に明記するように改正を要望するという言い方や、検討に着手するとか、書き方はいろいろあるのですけれども、それが同じような答えでというのは余りにも事務的過ぎるので、まとめて18次からのところをきちんと踏まえた上での部会の見解にさせていただきたいというふうに思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

消費者団体との連携と適格団体の訴訟活動を媒介とした悪質事業者に対する規制強化というのは、18次答申で言ってしまうので、今回の答申には余り正面から書かないということで議論してきているものですから、そこは、そういう議論をしてきている委員の皆様方にはご理解いただけることなのですから、確かに都民から見るとわからないところもありますから、その

つながりがもう少しわかるように最後の答申では書いたほうがいいですね。意見としては、もう既にかなりまとめて検討したものが出ていますので、それをうまく使っていったほうがいいのかなどという感じがします。ほかにいかがですか。

そうしますと、コメントに対する部会の見解のところは、先ほどから少しご意見をいただいていますので大体わかりますけれども、全体を通じて考えますと、まず教育啓発のところをやはりどこかに入れたほうがいいのかということですが、ただ、悩ましいのは、第2章は事業者規制強化に関する新たな取組みになるものですから、広い意味では、消費者のほうの防御のために教育啓発をやることでそれにつながるということであれば、非常に広い意味ではこの中に福祉を入れることも可能かなと思いますけれども、どのように扱ったらいいか少し考えなければいけないと思いますが、そこは触れたほうがいいたろうという御船委員のご意見で、確かに今回、都民意見の中にもそれが出ているので、それに対する回答という意味で、さらに検討が必要ではないか。

それから、両罰規定のところは明白になっていないので、とりあえず罰則の検討対象として両罰規定も入るということで、これは文言をどのように入れるかということぐらいの修正で可能かと思えますけれども、これが都民意見を踏まえた中間報告の中の見直しの一つの項目になる。それから、今申し上げた消費者団体との連携、それから差し止め訴訟の適格団体との問題、これをどのように扱うかということをもっと少し検討する必要がある。

あと何かもう一つありましたか。

○長田委員 事業者への配慮・・・。

○齋藤部会長 そうなんでしょうけれども、事業者への配慮を入れろというのは事務局側の今回のご提案の中にありますけれども、私は要らないのではないかと考えています。むしろもっと積極的に書くべきではないかと考えています。ですから、書きぶりは最後の四角で囲んだものではないのですが、確かに項目として少し触れたほうがいいのかと思います。人のふんどしで相撲をとるようではありますが、一昨日か二、三日前の日経の中で、アメリカの大学の先生が簡単な論文を書かれていましたね。ルールの整備と事業者の活動の自由は矛盾・対立するものではないと。これは前からよく言われていることですが、ああいう形できちんと整理をされると、やはりそうだったのか、なるほどそうかというふうに思われるものでありまして、やはりルールの整備が最終的には事業者の活動を活発にして、適正な市場メカニズムを機能させることになるのだということをもっと積極的に書くことによって、最後の四角に書かれているようなことを説明するというのが本来の姿ではないかというふうに思っております。そういう意味では、四つ、中間報告から最終答申に向けて少し検討の課題として考えなければいけないものがあるというふ

うに整理できるかなと思います。ちょっと先走って申し上げてしまいましたけれども、最後のその他意見も含めて、全体の間接報告から最終答申に向けての検討課題として少しご意見があればまたちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○長田委員 賛成意見もきちんと議事録に残しておいたほうがいいと思うので申し上げます、今、先生が整理してくださった4点については全部賛成です。適格消費者団体のところも、ただ情報提供とかだけではなく、差し止め訴訟を使って事業者規制も図れるという考え方もあると思いますので、ぜひそこは18次答申を踏まえて整理して書き込んでいただきたいと思いますし、広報のところも、もしこういうふうな罰則がついて、かつ不招請勧誘の制限というような考え方で条例が改正された場合には、そのことを都民が知らなければ、もしかしたら何の役にも立たないかもしれないという、非常に重要なことだと思いますので、1項上げるなり何なりして、とにかくきちんと書いておくということが、今回、皆さんからの意見を受けたということでも絶対的に必要だと思いますし、事業者への考え方については、やはりきちんと筋を通して、最初の間接報告のところでの姿勢というのは崩さないでぜひ書いていただきたいと思います。

○鈴木（善）委員 部会長に賛成です。最後の四角は私も要らないと思います。先ほどの議論の中では、悪質な事業者とか、そういうことの問題として意見を申し上げましたが、それと同じ考え方に基づいて、これは要らないと思います。

それから、適格消費者団体との連携について、書くのであれば、より具体的にこんなことをしろとか、むしろ適格消費者団体にツケを出すぐらいのことを書かないと、余り抽象的に連携と言っても意味がないのではないかと感じます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。今ご意見があったのは悩ましいのですけれども、余り期待をされると困るのですが、やはり18次答申でかなり検討はした上で、ただ、制度が具体的にできていない段階での答申ですので、今、鈴木委員のご指摘のように、具体的にあれができる、これをしたほうがいい、こうすべきだということまで検討していないのは確かですし、かといって、19次のこの答申の中にそれを全部盛り込むのは大変難しいと思いますし、まだ検討は不十分だと思いますので、やはり課題として考えていかざるを得ないところがあることもご承知おきいただければと思います。ただ、全く触れないというわけにはいかないもので、やはり法律ができましたし、既に制度としてスタートすることが決まりましたので、それを何らかの形でうまく橋渡しができる、18次答申と悪質事業者に対する規制強化との間の橋渡しができるような記述を入れていくということでご理解をいただければ、何だ、その程度では困るではないかと言われても、検討もないのに具体的に中身を今書けというご指摘もありましたが、なかなかそこまでこの段階では

できないという事情もありますので、ご理解いただければと思います。

よろしいでしょうか。これだけとは限りませんので、ほかにあればご意見をちょうだいします
が。

○御船委員 先ほどの打って出る説明ですね。つまり、市場のためにそれはいいのだというよ
うなことを何らかの形で改正の前のほうに入れるほうがいいかと、部会長のお話を伺いながら考え
ました。

それから関連してもう1点、この会の最初のほうで池本委員が、非常にわかりやすく具体的に
健全な事業者のイメージというものを消費者の意向を尊重するというように、お示しになられま
した。具体性の中にエッセンスが入っている、こうした表現も入れて、都民がこれを見ると、や
はり自分が市場に対する積極的な役割を果しているのだ、果していくべき時代なのだといいこと
がわかると思います。そんな効果も期待したいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。いかがですか。ほかになければ、次の議題に移りたい
と思いますが、よろしゅうございますか。

そうしましたら、部会の見解のところの文言は、申しわけないのですが、池本小部会長と私の
ほうにご一任いただいて、今日いただきましたご意見に沿うような形で文言の整理をさせていた
だきたいと思います。それから、最終答申に向けてのテーマにつきましては、先ほど四つに整理
させていただきましたが、それに限りませんので、これから最終的な答申案の中身を検討してい
くことになりますので、一応四つを頭に入れて、この次のご審議につなげていきたいというふう
にお願いいたします。

そうしましたら、「インターネット都政モニター意見の募集結果」につきまして、事務局から
報告をお願いしたいと思います。

○調査担当副参事 それでは、資料2をご覧ください。「インターネット都政モニター意見の募
集結果」でございます。このインターネット都政モニターと申しますのは東京都の広聴部門で行
っている制度でございます。下の表のところに性別、年代別、職業別など属性ごとの数が示し
てございますが、そういった性別、年代、居住地域などを考慮して、500人というモニターをあ
らかじめ選任しております。それらのモニターの方々に対しまして、今回のことに限らず、都政
の課題などについて年に何回かアンケート調査等を実施して意見をお聞きするというような制度
でございます。その制度を活用いたしまして、今回、部会中間報告の内容についてもご意見を伺
ったところでございまして、その結果の概要についてこの資料でご説明をいたします。

まず、第1に募集の期間でございますが、その資料にございまして、8月1日から18日ま

での期間で行っております。寄せられた意見の総数ですけれども、500名のモニターに送って回答が返ってきた数が313でございます。属性ごとの回収の数等は下の表を後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、2ページ目にまいりまして、313もの意見が寄せられたところなのですが、全体のご意見の傾向として簡単に整理したものが3番の「全体の傾向」でございます。条例改正につきましては、悪質事業者への厳正な対応を求める意見が多数を占めております。また、指導中心から処分重視へのという方針転換についても、概ね賛同の意見が寄せられたところでございます。一方、悪質事業者への規制強化には賛意を示しながらも、正当な事業活動への配慮を求める意見も見られまして、その他意見としましては、先ほどパブリックコメントのほうでも同じような意見もございましたが、啓発や広報、情報提供への要望を内容とするようなご意見も寄せられたところでございます。個別の意見につきましては、4番のところに「主な意見」というものを載せてございますので、お時間がありましたら後ほどご覧いただければと思います。

このインターネット都政モニターでいただいた意見の取り扱いですけれども、こちらは審議会へというよりは、東京都としてご意見を伺ったという取り扱いにさせていただきたいと思っております。今後、条例改正案の詳細な検討でありますとか、いろいろな施策の検討という際に、今回いただいた意見も参考にいたしまして、東京都のほうで検討していきたいと考えておりますので、併せてその点もご報告いたします。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました「インターネット都政モニター意見の募集結果」についてですけれども、何かご質問、ご意見がございましたらちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

ちょっと質問ですけれども、これはこちらから人を選んで、回答していただきたいのですか。

○調査担当副参事 はい。500人は1年間通して同じ方が500人決まっています、今回はこのテーマで、モニターの人からすると何カ月かに1回、いろいろなテーマできて、もともとこれは公募で500人を決めていますので、都政に興味があつて、こういうことに積極的に参加されたい方が選ばれているのではないかと思います。

○齋藤部会長 これは都政モニターですから、都政一般についてということですね。要するに、消費者問題に関係なくということですね。

○調査担当副参事 モニター自体は都政一般についてそういう制度がありまして500人が決まっ

ていまして、テーマについては、今まで紙ベースで各種世論調査などを都庁全体でしていたのですけれども、そういったものも最近はこのモニターに送って、モニターから回答をいただいでいて、今回、せっかくそういう制度がありますので、今回は消費者行政というか、消費生活対策審議会の部会報告についてのご意見ということでテーマを決めて意見を募集したということでございます。

○齋藤部会長 すみません、もう一つ。その際に、提供した情報はこの中間報告を電子媒体か何かで、もしくは送って読んでもらっているということですか。

○調査担当副参事 そうですね。その辺については、モニターの方からも若干不親切であるというご批判も受けたのですが、インターネットを介してのやりとりですので、本文とプレス発表のときにA4四枚程度で概要をまとめているのですけれども、それと合わせて、モニターの方からすると、あるページにアクセスするとリンクが貼ってあって、そこをクリックするとこの本文と概要が見られるという状況になっていまして、それで第1章について、第2章について、全体についてというような形で、ちょっと細かい質問というよりは、全体についてということでご意見を伺うという形で行っております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。何かご意見、ご質問ほかにございますか。

ございませぬようでしたら、本日用意をしておりました議題は大体終了しておりますので、何かほかにも全体を通じてご発言しておきたいということがあれば承りますけれども、いかがでございますか。

○長田委員 こういうパブリックコメントをいただいた、どういう団体からどういう意見という、その団体名を公表しない理由を教えてくださいたいのですけれども。今、国のパブリックコメントの場合は、ほとんどがどこがどう言っているのかというのを明確にして公表されていると思うのですが、都の場合、それを伏しているのは……。集めるときには公表の可能性も書いてあったと思うのですけれども、個人名は別としても、団体名は公表してもいいのではないかと思います。

○齋藤部会長 その点、事務局どうですか。

○取引指導課長 われわれとしては、団体の意見などは若干個人情報に関わる問題かなというふうに捉えた部分もございしますが、今のご意見を踏まえてちょっと検討させていただきたいと思ひます。

○齋藤部会長 確かにそうですね。国のパブコメだと団体名ぐらひは出ていますね。あと、募集のときに、集めた情報をどう使うかをきちんと明示しておいていただければ、特に法律上は問題は

ないのではないかと思いますけれども。ご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

もしないようでしたら、今後のスケジュール等につきまして、事務局よりご連絡をいただければと思います。

○調査担当副参事 次回の部会でございますが、10月の上旬を予定しております。日程につきましては、近日中には確定いたしまして別途ご連絡を差し上げたいと存じます。次回の部会の議題でございますが、今日いろいろとご議論いただいた内容を踏まえまして、答申案の中間報告からの修正を行った答申案につきましてご審議いただく予定としております。さらに、部会の後、10月の中旬ごろに3回目の総会を予定しておりまして、そこで答申をいただくという流れで考えてございますので、先生方、お忙しいところ大変恐縮ですが、ご予定、ご出席のほどよろしく願います。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。時間的に間に合うのですか。大丈夫ですか。10月の初めに部会を開いて、中旬に総会で。あらかじめ早めに送っておかないと、またご意見が出ることはないですか。

○調査担当副参事 今のところ、可能な限りその日程で行いたいと思っておりますが、先生方のご意見は十分反映できるように工夫して進めさせていただきたいと思えます。

○齋藤部会長 事務局は忙しい思いをしなければいけないかもしれませんが、そういうご説明いただきましたような日程でございますので、次回は最終答申の案をご審議いただくということになると思えます。大体、今日ご意見をいただきましたので、修文・修正、追加その他は先ほどの4点ぐらいに集約されるのではないかと思いますので、その点を踏まえた案をご提案できるかなと思っております。さらにこの点がということがございましたら、なるべく早めに事務局に伝えておいていただきますと、また電子媒体を有効に使える時代になっていきますので、皆様のご意見をちょうだいできるのではないかと思います。

それでは、今日は効率的にご審議をいただきまして、予定時間より少し早めに終わることができました。皆様方のご協力に感謝します。どうもありがとうございました。

午後4時40分閉会